



VOL.005

BUSINESS SUCCESSION & FINANCE

NEWS LETTER

社長の退職金、いくらまでなら損金になる？

税務署に否認されない「功績倍率」の適正値と、資金確保の裏技

社長が引退する際に受け取る「役員退職金」。これは、長年の功労に報いるだけでなく、「会社から個人へ、低い税率で多額の資金を移せる」最強の節税手段です。さらに、退職金を払うことで会社の株価が下がるため、そのタイミングで自社株を後継者に譲れば、二重のメリットがあります。

POINT1

退職金には「適正額」がある

「好きなだけ払っていい」わけではありません。
高すぎると、税務調査で「過大役員退職給与」として否認され、損金（経費）として認められなくなります。

一般的な計算式（功績倍率法）は以下の通りです。

【最終月額報酬 × 在任年数 × 功績倍率】この「功績倍率」がポイントです。社長であれば「3.0倍」程度が一般的ですが、特別な功労（創業、上場など）があれば加算が認められるケースもあります。逆に、高すぎる倍率はリスクとなります。





POINT2

退職金は「分離課税」で税金が安い

役員報酬として1億円もらうと、所得税・住民税で半分以上（約55%）持っていかなければなりません。

しかし、退職金として1億円もらえば、勤続年数にもよりますが、税負担は大幅に下がります（退職所得控除+2分の1課税）。

「退職金を受け取って、そのお金で自社株の納税資金や、老後の生活費に充てる」。これが王道の出口戦略です。

POINT3

「お金がない」を防ぐために

「退職金を払いたいけど、会社に1億円の現金がない」これが最大の問題です。そのために活用されるのが、生命保険（法人保険）や、小規模企業共済、倒産防止共済（経営セーフティ共済）です。特に、倒産防止共済は解約手当金が退職金の原資になります。ただし、解約のタイミングを間違えると利益が出て課税されるため、退職金支給年度に合わせて解約する必要があります。



WORK

今月のアクション

- 1 役員退職金規程が整備されているか確認する（無ければ作成する）
- 2 自分の在任年数と現在の報酬から、退職金の限度額を試算してみる
- 3 退職金原資となる保険や共済の解約返戻金のピーク時期を確認する



後悔しない相続・事業承継の専門家
認定経営革新等支援機関
「税理士澤田悟史事務所」

代表税理士
澤田 悟史

29歳で税理士試験に合格し、国内・国際系の会計事務所勤務を経て34歳で独立。池袋に個人事務所を構え、勤務時代に得た様々なジャンルの税務経験を基に財務税務の両面から依頼者の方々をサポートしている。

相続・事業承継分野も得意として、相続・事業承継に関する相談会等を多数開催しながら、地主、資産家や経営者の方に向けて相続税試算や対策案の検討など、後悔しない相続・事業承継のための生前における現状把握及び対策の必要性を発信し続けている。